

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和5年10月27日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 太 田 眞 奈 美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和5年9月4日から令和5年9月28日まで

3 監査の対象部課等

町民部 町民協働課、町民窓口課、農業委員会事務局

4 監査の対象

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
- ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
- ・組織、運営の合理化
などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、負担金、補助金及び交付金の支出事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【町民部 町民協働課】

岡田地域集会所で実施されたエアコン修繕工事は、設置形態や業者からの見積書の内訳から、備品購入費で執行すべきものであるにもかかわらず、修繕料により執行され、備品出納簿への記載も行われていなかったため、留意事項として指摘した。備品出納簿への記載等適切に事務処理されたい。

なお、他の地域集会所においても、過去に修繕料で交換され、備品出納簿に記載のないエアコンが設置されているとのことなので、設置状況を確認し、適切に事務処理されたい。

なお、留意すべき事項は文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【町民部 町民窓口課】

留意事項として、「電話予約等による諸証明等交付要綱」別表における住民票の写しの受付日時等と、町ホームページに掲載されている受付時間が異なっていたことについて指摘したが、町民の間に混乱を生じさせる恐れがあるので、早急に対処されたい。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【農業委員会事務局】

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【町民部 町民協働課】

(1) 町民の自治会加入促進に向けた取り組みについて

町総合計画では、「町民と町が協働するまちづくり」をまちづくりの基本理念としているが、協働のひとつの主体であり、コミュニティで中心的な存在である自治会への加入率は、漸次減少傾向にある。町は、関係団体との連携を一層深め、自治会活動の情報発信に対する支援など、転入者等への加入促進の取り組みを強化されたい。

【町民部 町民窓口課】

(1) 相談業務について

コロナ禍やデジタル技術の進展等が、町民の生活に大きな変化をもたらしている中、町民窓口課が所管している消費生活相談事業を始めとする各事業は、重要なものとなっている。

今後も、職員の自己研鑽とともに他の機関との連携強化などに努め、自殺や消費者被害の未然防止に取り組んでいただきたい。

(2) 補助金事務について

前回監査（令和3年度実施）で、令和2年度において補助事業者から報告された補助対象事業の決算額が、町からの補助金の額を下回っていたにもかかわらず返還処理等が行われていない事項を指摘した。

定期監査では、こうした留意事項等があった事務事業について、改善状況を確認することとしている。

調査した結果、令和3年度における寒川町人権擁護委員会への補助金についても、補助事業者から報告された補助対象事業の決算額が、町からの補助金の額を下回っていたにもかかわらず、返還処理等が行われていなかった。

早急に差額分の返還に係る事務に着手するとともに措置状況を報告されたい。

なお、補助金が町民から徴収された税金、その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金事務の適正な執行に努められたい。

【農業委員会事務局】

人口減少や高齢化が進展する中、町の農業においては、農業者の高齢化や担い手不足等が課題となっている。

こうした課題の解決とともに、町の農業の持続的な発展を目指し、今後も「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」における取り組み等を着実に推進していただきたい。